

【05：地域包括支援センター関係】 (01)

久御山町社会福祉協議会個人情報取扱規程  
地域包括支援センター事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

久御山町社会福祉協議会個人情報取扱規程第6条の規定に基づく、地域包括支援センター事業（以下「本事業」という。）に関わる個人情報の種類等についての規定は次のとおりである。

<p>個人情報の種類          （本事業に関わって          取得・利用する個人          情報）</p>	<p>次の各書類に本事業利用者が記載した事項及び本事業担当者が相談により把握し、取得・記載した事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)相談受付票</li> <li>(2)対象者台帳</li> <li>(3)介護予防事業にかかる必要な書類</li> <li>(4)要介護認定の申請手続き書類</li> <li>(5)利用者基本情報</li> <li>(6)介護予防サービス計画票</li> <li>(7)介護予防支援経過</li> <li>(8)モニタリング</li> <li>(9)サービス担当者会議に関する記録</li> <li>(10)給付管理票</li> </ol>
<p>個人情報の利用目的</p>	<p>本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の心身の健康の保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために包括的に必要な相談援助、支援を図ることを目的とする。</p>
<p>個人情報の利用・提供方法</p>	<p>上記の各書類は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、上記利用目的に沿った利用を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)内部での利用             <ol style="list-style-type: none"> <li>①相談業務、サービス調整等</li> <li>②相談内容を相談票へ記録し、保管・管理する。</li> <li>③介護予防計画の作成</li> </ol> </li> <li>(2)外部への提供              本事業利用者及び家族に、外部への情報提供について事前に同意を得た上で行う。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①本事業利用者に心身の状態に急変が生じた場合等の関係機関への連絡</li> <li>②サービスの種類及び内容を調整するために、利用者とその家族、サービス提供事業者、主治医、ケアマネージャー等を構成員とするサービス担当者会議に介護予防サービス計画書を提出する。</li> <li>③介護予防支援介護給付費の請求のために、京都府国民健康保険団体連合会に給付管理票を提出する。</li> <li>④外部指導監査機関への情報提供</li> </ol> </li> </ol>
<p>その他の情報</p>	<p>本事業担当者は、上記情報の取得及びその他の機会において本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本事業担当者及び当該相談を受けた担当者以外には、伝えてはならない。</p>
<p>個人情報保護管理者</p>	<p>久御山町社会福祉協議会 事務局長 石原勝利</p>

本事業における個人情報保護担当者	久御山町地域包括支援センター センター長 森川 健
本事業における苦情受付担当者	久御山町地域包括支援センター センター長 森川 健